

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の新設に関する届出(五三五・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五三六・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(五三七・商工業振興課)
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(五三八・砂防課)
  - 道路の供用開始(五三九・五四〇・道路環境課)
  - 道路区域の変更及び供用開始(五四一・道路環境課)
  - 道路区域の変更(五四二・五四三・道路環境課)
  - 河川区域の変更による廃川敷地等(五四四・河川課)
  - 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(五四五・都市計画課)
- 公告
- 共同施行等土地改良事業の施行の認可(平鹿総合農林事務所)
  - 選挙管理委員会告示
  - 公職選挙執行規程の一部を改正する規定(五九)
  - 政治団体の設立の届出(六〇)
  - 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六一)
  - 政治団体の解散の届出(六二)
  - 政治団体の収支に関する報告書(六三)
  - その他

秋田県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告

## 告示 示

秋田県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

### 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社エスロード 代表取締役 穴戸 孝
- (二) 山形県酒田市あきほ町六百六十二番地の五  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラパス本荘店  
本荘市出戸町中梵天百三十二番地  
小売業を行う者の氏名及び住所  
株式会社エスロード
- (三) 山形県酒田市あきほ町六百六十二番地の五  
大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年三月三十日
- (四) 店舗面積の合計  
千七百七十八・二平方メートル
- (五) 駐車場の収容台数  
五十九台
- (六) 駐輪場の収容台数  
十五台
- (七) 荷さばき施設の面積  
九十一・四平方メートル
- (八) 廃棄物等の保管施設の容量  
九・九立方メートル
- (九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後九時
- (十) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時十五分から午後九時十五分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数

一か所  
(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後九時まで

二 届出年月日  
平成十四年七月二十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 本荘市役所 商工観光課  
期間  
平成十四年八月九日から同年十二月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

広面ショッピングセンター

秋田市広面字近藤堰越五十番一外

二 秋田市長の意見

来客自動車の光害対策について、周辺住民の意見を尊重し、十分に配慮すること。  
三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課  
(二) 縦覧期間  
平成十四年八月九日から同年九月九日まで

秋田県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイナス仙南店

仙北郡仙南村大字南町字南高野六番外

二 仙南村長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仙南村役場 企画課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月九日から同年九月九日まで

秋田県告示第五百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区		域	
	郡市	町村 大字 字	地	番
本内	南秋田郡若美町	本内字平台	一五番の一部(次の図に示す部分に限	

	<p>る。(一六番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一八番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一九番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二四番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五五番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五六番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五七番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五九番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五九番二、水路敷及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>南秋田郡若美町本内字林ノ台</p>	<p>二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二番一、三番の一部(次の図に示す部分に限る。)(六番、七番、八番、九番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二三番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一四番、一八番、一九番、二〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二一番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五三番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五四番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五五番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五六番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五六番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(五七番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(五九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(五九番二、水路敷及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>

<p>南秋田郡若美町本内字虚空蔵下</p>	<p>一番、二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(三番の一部(次の図に示す部分に限る。)(四番の一部(次の図に示す部分に限る。)(五番、六番の一部(次の図に示す部分に限る。)(七番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(九番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一一番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一三番、一四番、一五番の一部(次の図に示す部分に限る。)(一七番二の一部(次の図に示す部分に限る。)(二二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(二六番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二七番の一部(次の図に示す部分に限る。)(二八番、三〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)(三二番の一部(次の図に示す部分に限る。)(三三番、三三番二の一部(次の図に示す部分に限る。)(三四番二の一部(次の図に示す部分に限る。)(三五番の一部(次の図に示す部分に限る。)(三九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番二の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番三の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番四の一部(次の図に示す部分に限る。)(四〇番五、四一番の一部(次の図に示す部分に限る。)(四一番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(四一番二、水路敷及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>
-----------------------	---

<p>南秋田郡飯田川町和田妹川</p>	<p>南秋田郡飯田川町和田妹川 字出張</p>	<p>二四番一、二四番二、二五番の一部 (次の図に示す部分に限る。)、二五番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、三七番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>山下 南秋田郡飯田川町和田妹川 字御伊勢山</p> <p>西 南秋田郡若美町福米沢字道</p> <p>四四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>
---------------------	-----------------------------	---	--

<p>道路の種類</p>	<p>路線名</p>	<p>区 間</p>	<p>宇山下</p> <p>「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係事務所 に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>秋田県告示第五百三十九号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり 道路の供用を開始する。 平成十四年八月九日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>一 供用開始の区間</p> <p>平鹿郡増田町三又字羽場下九六番一地先か</p> <p>(、三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、三番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、三番五、三番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二九番一、二九番二、三〇番一、三三番一、三三番二、三三番三、三三番四、三三番五、三三番六、三三番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>
--------------	------------	------------	---

県 道	川連増田平鹿線
	ら増田字下川原五四番三地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年八月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年八月九日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	秋田八郎瀉線	秋田八郎瀉線					
	秋田八郎瀉線	秋田八郎瀉線					

- 二 供用開始の期日 平成十四年八月九日

- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

- 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

県 道	道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
	十文字羽後鳥海線			

- 二 供用開始の期日 平成十四年八月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	新	旧	区		間
	百三号	百三号	B	A	
			鹿角市十和田大湯字高崩二番九から字篝畑二番一地先まで		
			"		
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年八月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百四十三号

一 道路の区域

一般国道	新	旧	区		間
	百四号	百四号	B	A	
			鹿角市十和田大湯字高崩二番九から字篝畑二番一地先まで		
			"		
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇
			一三・五〇〇〇	七・〇〇〇〇	二・三〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川矢島川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年七月二十九日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

秋田県告示第五百四十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年八月九日

位	置	種	類	面	積
仙北郡仙北町板見内字千刈田二百四十五					

番、二百四十六番、二百四十七番、二百四十八番および二百四十九番	土 地	一〇九三・九三平方メートル
---------------------------------	-----	---------------

関係図面は、建設交通部河川課及び仙北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第五百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成十四年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類

公園

二 都市計画の案の名称

横手都市計画公園（五・六・一 号横手公園）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 横手市睦成字城付

四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿建設事務所用地課

横手市中央町八番二号 横手市建設部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年八月九日から同月二十二日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平鹿郡平鹿町醍醐字当面町二番地神坂勝治ほか二十人から申請があつた土地改良事業（金屋地区ほ場整備事業）の施行について、平成

十四年三月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十九号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙施行規定（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

由利町特別養護老人ホーム 白百合苑	由利郡由利町前郷字前郷七十九番地十七	を
由利町特別養護老人ホーム 白百合苑	由利郡由利町前郷字前郷七十九番地十七	に
特別養護老人ホームひまわり	由利郡西目町海士剥字御月森一番地	

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成十四年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
きし茂紀後援会	小野 芳男	佐藤 俊秀	秋田市外旭川字神田八百三十三番地二	平成十四年七月一日
西村武後援会	原田 稔	目黒 幹子	南秋田郡天王町天王字松淵五百二十一番地二	平成十四年七月三十日

秋選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十四年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年八月九日  
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
日本共産党北鹿地区委員 会	主たる事務所の所在地	新 大館市御成町二丁目二番三号	平成十四年七月二十六日
		旧 大館市中道二丁目七番二号	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
秋田県農協政治連盟	代 表 者	菅原 稔	平成十四年七月一日
新しい秋田をつくる会	"	石黒 佐喜男	"
千葉文吉後援会	"	中島 秀雄	"
明日の阿仁を拓く町民の会	政治団体の名称	こばやし精一後援会	平成十四年七月八日
		倉内 芳造	
		大友 康二	
		小松 正一	
		旧 容	



松田知己後援会	会計責任者	根田 勇	照井 巖	平成十四年七月十日
佐藤けん一後援会	主たる事務所の 所在 地	由利郡鳥海町伏見字高平九十二番地	由利郡鳥海町栗沢字牛ヶ首三十五番地	平成十四年七月十九日

秋選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
石川錬治郎築山地区後援会	平成十四年七月二十八日	平成十四年七月二十九日

そ の 他

政治団体の名称	報告年月日
石川錬治郎築山地区後援会	平成14年 7月29日

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1. 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合定款5条の規定に基づき、平成13年度決算の要旨を公告する。

平成14年 8月 9日

秋田県市町村職員共済組合

理事長 川 口 博

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払	掛	
										金	金
負	4,159,609	15,856,005	175,467	182,788							
掛		7,712,595		182,708							

収 入		支																			
施設収入・商品売上																					
基礎年金国庫金																					1,006,421
基礎年金交付金			2,374,200																		
利息及び配当金	1,099		2,135,899	80		363		12		214,029		10		0							
その他の収入	210,499		10,970			10,657		1,039				505,690		6,021							
他 経 理 か ら 繰 入				58,382																	
前 年 度 支 払 準 備 金	776,316		733																		
前年度繰越長期給付積立金			99,389,689																		
計	9,465,136		127,480,091	233,929		376,516		34,241		214,029		505,700		6,021							1,006,421
給 付	4,954,980		19,605,529																		
役 職 員 給 与				111,078		49,774		13,924		2,715		17,002		2,871							
旅 費 ・ 事 務 費				20,092		5,164		452		25		696		189							
商 品 仕 入																					
飲 食 材 料 費								7,374													
委 託 費				10,653				1,074													
支 払 利 息										178,090		415,113		462							
連 合 会 払 込 金	143,133		975,389			194						18,077									

老人保健拠出金	2,405,300												
退職者給付拠出金	824,691												
基礎年金拠出金負担金		5,142,053											
基礎年金												1,006,421	
他経理へ繰入	29,191	29,191											
その他の支出	830,564		58,619	260,559	17,649	796	19,281	2,073					
次年度支払準備金	824,262	347											
次年度繰越長期給付積立金		101,727,582											
計	10,012,121	127,480,091	200,442	315,691	40,473	181,626	470,169	5,595	1,006,421				
差引当期利益金又は当期欠損金 ( )	546,985	0	33,487	60,825	6,232	32,403	35,531	426	0				

## 貸借対照表の要旨

資	流動資産	1,905,334	14,915,093	204,938	757,831	41,539	15,673,971	98,548	65,268				
	固定資産		86,812,836	5,207	61	19,290	18	22,129,200					
	繰延資産												
負債	負債合計	1,905,334	101,727,929	210,145	757,892	60,829	15,673,989	22,227,748	65,268				
	流動負債	387,026		117	783	1,603	1,532,512	61	8,808				
	固定負債	824,262	347	112,943	82,312	16,062	85	21,471,878	16,185				

債 負 債 合 計	負債合計	1,211,288	347	113,060	83,095	17,665	1,532,597	21,471,939	24,993	
	資本剰余金			491	2,325	40,336				
資 本	積立金		101,727,582							
	利益剰余金	694,046		96,594	672,472	2,828	141,392	755,809	40,275	
負 債 ・ 資 本 合 計	資本合計	694,046	101,727,582	97,085	674,797	43,164	141,392	755,809	40,275	
	負債・資本合計	1,905,334	101,727,929	210,145	757,892	60,829	1,673,989	22,227,748	65,268	

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 F A X(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社